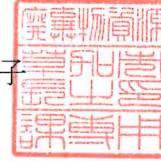


一般廃棄物収集運搬業許可証

令和5年(2023年)6月1日

草加市長 瀬戸 百合子



次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

第 39 号

住 所 [法人の方は、主たる 事務所の所在地]	越谷市レイクタウン一丁目1番地14
名 称	株式会社スリーエイセズ
氏 名 [法人の方は、代表者 の氏名]	鈴木 勝彦
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器廃棄物
収集、運搬の別	運搬
業務の区域	草加市内の指定引取場所への特定家庭用 機器廃棄物の運搬
許可の有効期間	令和5年(2023年)6月1日～令和7年(2025年)5月31日
許可の条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、草加市廃棄物の処理 及び再利用に関する条例、その他関係法令を遵守すること。 2 特定家庭用機器廃棄物は、越谷市から排出されるものに限る。 3 運搬は、許可車両を使用すること。 4 排出元自治体の一般廃棄物収集運搬許可が失効した場合は、 直ちに本許可証を返納すること。